

アートマネジメント人材育成の取組について

◆滋賀県文化振興基本方針（第2次）における位置づけ

柱2 未来の文化の担い手の育成

重点施策5 文化活動を支える人材（アートマネージャーなど）の育成・支援

【主な取組】

■文化行政職員や文化施設職員を対象としたアートマネジメント研修の実施

文化行政職員や文化施設職員を対象とし、文化活動の企画・運営をマネジメントし、文化・芸術と地域社会を結びつけることができる人材を育成するための研修を実施します。

柱3 県民の主体的な文化活動の促進

重点施策8 自立的な文化活動の促進

【主な取組】

■アートマネジメント研修の実施

文化活動の企画・運営をマネジメントし、文化・芸術と地域社会を結びつけることができる人材を育成するための研修を実施します。

◇アートマネジメント

文化・芸術活動の企画・制作・運営等を行うこと。また、文化・芸術を広く社会に紹介したり、文化芸術と社会を結びつけること。

◇アートマネージャー

アートマネジメントに携わる人。

◇文化の対象分野

文化振興条例における、第3章「文化の振興に関する基本的施策」に定める「芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術など）」、「地域において継承されてきた文化的資産（有形・無形の文化財、生活文化等）」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対象分野とし、教育、福祉、産業等の分野との関連施策も含めています。